

職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第18号

職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例

職業能力開発促進法施行条例（平成24年岩手県条例第89号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(普通課程の訓練基準)</p> <p>第4条 普通課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項に規定する条例で定める職業訓練の基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削<u>及び面接</u>による指導を行うこと。</p> <p>(4)～(9) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(短期課程の訓練基準)</p>	<p>(普通課程の訓練基準)</p> <p>第4条 普通課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項に規定する条例で定める職業訓練の基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により、<u>必要に応じて添削若しくは面接による指導又はその両方</u>を行うこと。</p> <p>(4)～(9) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(短期課程の訓練基準)</p>
<p>第5条 短期課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項に規定する条例で定める職業訓練の基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削<u>による指導</u>を行うほか、<u>必要に応じて面接による指導</u>を行うこと。</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>(専門課程の訓練基準)</p>	<p>第5条 短期課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項に規定する条例で定める職業訓練の基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により、<u>必要に応じて添削若しくは面接による指導又はその両方</u>を行うこと。</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>(専門課程の訓練基準)</p>

第6条 専門課程の高度職業訓練に係る法第19条第1項に規定する条例で定める職業訓練の基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数とし、次のいずれかに該当する者を1人以上配置すること。

ア 高度養成課程、長期養成課程又は短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。以下この号において同じ。）の指導員養成訓練を修了した者（短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者に限る。）であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

イ～カ [略]

(8) [略]

2 [略]

（専門短期課程の訓練基準）

第7条 専門短期課程の高度職業訓練に係る法第19条第1項に規定する条例で定める職業訓練の基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各

第6条 専門課程の高度職業訓練に係る法第19条第1項に規定する条例で定める職業訓練の基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削若しくは面接による指導又はその両方を行うこと。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数とし、次のいずれかに該当する者を1人以上配置すること。

ア 高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

イ～カ [略]

(9) [略]

2 [略]

（専門短期課程の訓練基準）

第7条 専門短期課程の高度職業訓練に係る法第19条第1項に規定する条例で定める職業訓練の基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各

号に定めるとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削による指導を行うほか、必要に応じて面接による指導を行うこと。

(4)～(6) [略]

(応用短期課程の訓練基準)

第8条 応用短期課程の高度職業訓練に係る法第19条第1項に規定する条例で定める職業訓練の基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

第11条 法第30条の2第1項に規定する条例で定める専門課程の高度職業訓練の職業訓練指導員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(6) [略]

(7) 10年以上（短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあっては、職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者又は指定講習受講資格者（法第44条第1項ただし書に規定する等級に区分しないで行う技能検定に合格した者その他規則で定める者であって厚生労働大臣が指定する講習を受けていないものをいう。）であって、職業能力開

号に定めるとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削若しくは面接による指導又はその両方を行うこと。

(4)～(6) [略]

(応用短期課程の訓練基準)

第8条 応用短期課程の高度職業訓練に係る法第19条第1項に規定する条例で定める職業訓練の基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1)・(2) [略]

(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により、必要に応じて添削若しくは面接による指導又はその両方を行うこと。

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

第11条 法第30条の2第1項に規定する条例で定める専門課程の高度職業訓練の職業訓練指導員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)～(6) [略]

(7) 10年以上（学士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位及び学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（同法に規定する専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）を有する者にあつては、5年以上）の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

発総合大学校の長が定める科目を履修したものに限る。）又は学士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位及び学校教育法第104条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（同法に規定する専門職大学を卒業した者に対して授与されるものに限る。）を含む。）を有する者にあっては、5年以上の実務の経験を有する者であって、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の職業能力開発促進法施行条例（以下「改正前の条例」という。）第6条第1項第7号アに規定する高度養成課程、長期養成課程又は短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者は、この条例による改正後の職業能力開発促進法施行条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第1項第8号アに規定する高度養成課程の指導員養成訓練を修了した者とみなす。
- 3 改正前の条例第11条第7号に規定する短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者であって、5年以上の実務経験を有し、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるものは、改正後の条例第11条に定める職業訓練指導員とみなす。